

山梨県緊急農業施設災害復旧支援対策資金 利子助成補助金交付要綱

制定 平成10年2月10日

(趣旨)

第1 知事は、山梨県信用農業協同組合連合会又は農業協同組合が平成10年1月の雪害により被災した農業施設を復旧しようとする農業者に「緊急農業施設災害復旧支援対策資金」を融通する場合において、当該融資に係る利子補給を行う市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金額等)

第2 補助金額は市町村が前項の資金に利子補給を行った金額の2分の1以内とし、年1.5%を限度とする。

2 補助の対象とする期間は前項の資金の利息支払いに係る期間とし、毎年1月1日から12月31日までとする。

(利子助成補助の承認申請)

第3 この事業を実施しようとする市町村長は、あらかじめ緊急農業施設災害復旧支援対策資金利子助成補助承認申請書(第1号様式)を農務事務所に提出するものとする。

(利子助成補助の承認)

第4 知事は、前項の緊急農業施設災害復旧支援対策資金利子助成補助承認申請書を受理したときは内容を審査し、適当と認められた場合は、緊急農業施設災害復旧支援対策資金利子助成補助承認書(第2号様式)により、市町村長に通知するものとする。

(利子助成補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする市町村長は、緊急農業施設災害復旧支援対策資金利子助成補助金交付申請書(第3号様式)を第2項の2に規定する期間が終了した日の翌月中に農務事務所に提出するものとする。

(利子助成補助金の交付決定及び額の確定)

第 6 知事は、緊急農業施設災害復旧支援対策資金に係る利子助成補助金の交付決定及び額の確定をした場合は、緊急農業施設災害復旧支援対策資金利子助成補助金交付決定及び額の確定通知書（第 4 号様式）により市町村長に通知するものとする。

(利子助成補助金の交付)

第 7 知事は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、毎年度末までに利子助成補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第 8 補助金の交付を受けた市町村長は、補助事業に係る収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 か年間保管するものとする。

附 則

この要綱は、平成 10 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 12 月 28 日から施行する。